最終更新日：2015年11月20日
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長　佐藤英志
問合せ先：社長室長　稲垣均
証券コード：4626
http://www.taiyo-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業グループとして目指すべきことを「経営理念」及び「経営基本方針」に定めています。
当社は「経営理念」を「我がグループの「あらゆる技術」を高め、革新的な製品をもって、夢あるさまざまなモノをグローバルに生み出し、楽しい社会を実現します。」と定め、グループ各社の「あらゆる技術」を高め、既存製品にとどまらない革新的な製品をもって、夢あるさまざまなモノをグローバルに生み出し、楽しい社会を実現することが当社グループの存在意義であるとの思いを明記しています。
また、当社の「経営基本方針」の中で、「我がグループは経営理念の達成にあたり法令遵守、環境保護、品質管理の徹底、社会貢献を含め企業の社会的責任を全うします。」と定めており、利益追求のみにとどまらず社会的責任の充足が経営の基本方針であることを明記しています。
また「経営理念」、「経営基本方針」に基づき、上場企業として永続的に発展をする上でステークホルダーの信頼と支持が不可欠であり、そのためには経営の透明性を確保し、説明責任を果たし、充分な情報の開示を行うことが必須であると認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4)
当社は、当社株主における海外投資家の比率等の推移を勘案しつつ、議決権の電子行使や招集通知の英訳の検討を進めます。

(補充原則4-1-2)
当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしています。
現在当社では中期経営計画は公表していませんが、取締役会が進捗状況を確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行うこととしています。

(補充原則4-11-3)
取締役会は、取締役会全体の実効性の分析、評価及び概要の開示について、来年度からの実施に向けて分析、評価方法の検討を進めています。今後は、年度毎に評価を実施し、その方法及び結果の概要をお知らせする予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4)
当社は、中長期的に当社の企業価値向上につながる企業の株式を保有対象とすることを基本としています。株式の取得又は処分にあたっては、金額に応じて取締役会にて承認又は報告を行うとともに、定期的に合理性等について取締役会で検証していきます。
また、議決権の行使にあたっては、議案毎に中長期的な企業価値向上、経済合理性等の観点から総合的に判断しています。

(原則1-7)
当社は、当社及び当社グループが、その役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び当社グループや株主共同の利益を害することのないよう、規程を整備しています。
取締役は、自己もしくは知縁者に有利な取引の斡旋及び便宜の供与を、「取締役処遇規程」に禁止事項として規定し、取締役が競合取引又は自己取引を行う場合は、「共通職務権限表」に基づき、取締役会に付議し承認を得るものとしています。
また、監査役は「監査役監査基準」に基づき、競合取引や利益相反取引及び親会社や子会社もしくは株主等との通例的でない取引について、監視し検証しています。

(原則3-1)
(i)当社は、経営理念などの経営の基本方針及び中長期的な経営戦略などを、当社ウェブサイト(http://www.taiyo-hd.co.jp/Ir/policy.html)に開示していますのでご参照ください。
(ii)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載していますのでご参照ください。
(iii)当社は、取締役報酬及び執行役員報酬について客観性及び透明性を確保するため、報酬諮問委員会を設置し、審議結果を取締役会に答申しています。
(iv)当社は、取締役及び監査役の指名について客観性及び透明性を確保するため、指名諮問委員会を設置し、審議結果を取締役会に答申しています。
(v)当社は、社外取締役及び社外監査役候補者の指名の理由を、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び本報告書の「2.1.機関構成・組織運営等に係る事項」に記載していますのでご参照ください。社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役候補者の指名の理由については、今後、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載します。

(補充原則4-1-1)
当社は、法令及び定款に定められた事項の他、「取締役会規程」及び「共通職務権限表」にて、取締役会の承認事項及び取締役会への報告事項を定めています。
また、取締役会は、業務執行の迅速化を図るため、子会社の代表者などを執行役員に選任し、「子会社・関連会社管理規程」及び「(子会社)共通職務権限表」にて、子会社の代表者である執行役員の経営管理に関する業務及び報告事項を定めています。

(原則4-8)
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員である社外取締役を2名選任しています。

また、現状では、3分の1以上の独立社外取締役を選任していませんが、その必要性については引き続き検討をします。

(原則4-9)
取締役会は、独立社外取締役候補者の指名にあたり、金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、株主と利益相反の生じるおそれのないことを前提に、取締役会全体の機能向上を図るため、高度な専門知識や社外での豊富な経験を重視しています。

(補充原則4-11-1)
取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、当社関連業界や専門分野のみならず多様な知識や経験、高度なスキルを持った取締役で構成されることが望ましいと考えます。また、社外取締役には高度な専門知識や社外での豊富な経験及び独立性が必要であると考えます。
上記の考えのもと、現在、独立社外取締役2名を含めた8名の取締役が就任しており、バランスの取れた構成としています。
今後も引き続き、従来の規模及び考え方を踏まえた取締役候補者を指名する予定です。

(補充原則4-11-2)
取締役及び監査役の兼任の状況は、「株主総会招集ご通知」の添付書類の事業報告「会社役員の状況」で毎年開示しています。

(補充原則4-14-2)
当社は、取締役及び監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要な知識の取得及び更新の機会を提供しています。
取締役に対しては、新任役員講習及び外部専門家とマンツーマンで行う経営に関するビジネス・コーチングを実施しています。
また、取締役及び監査役に対して、外部専門家を招いての社内セミナーを必要に応じ開催しています。

(原則5-1)
当社は、経理財務担当取締役をトップとして、IRの専任部署である経営企画課が株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することに努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光和	4,233,800	15.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,391,100	5.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,291,900	4.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,116,000	4.06
CREDIT SUISSE SECURITIES(USA)LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	973,002	3.54
四国化成工業株式会社	631,400	2.29
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	599,185	2.17
東新油脂株式会社	538,560	1.95
川原光雄	500,000	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
樋爪　昌之	公認会計士											
森　勇	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋爪　昌之	○	―――	公認会計士としての高い見識と豊富な経験を経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しています。 また、独立性の基準に抵触する項目がなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。
森　勇	○	―――	弁護士及び大学院法務研究科の教授としての専門知識と豊富な経験を経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しています。また、独立役員として、独立性の基準に抵触する項目がなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	6	0	2	2	1	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	2	1	1	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として、取締役報酬及び執行役員報酬について客観性及び透明性を確保するため、任意の報酬諮問委員会を設置し、審議結果を取締役会に答申しています。
また、取締役及び監査役の指名について客観性及び透明性を確保するため、任意の指名諮問委員会を設置し、審議結果を取締役会に答申しています。なお、報酬諮問委員会、指名諮問委員会ともに委員の半数以上を社外委員で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人と必要の都度、会合を持ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、また、監督又は監査業務の遂行にあたり内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監督又は監査を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堺　昭人	他の会社の出身者													
遠藤　輝好	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堺　昭人		―――	これまで培ってきたビジネス経験から経営を監査されるに十分な見識を有し、職務を適切に遂行いただけるものと判断して、社外監査役に選任しています。
遠藤　輝好		―――	弁護士としての専門知識と経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断して、社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬制度の概要は次のとおりです。

(1)基本報酬
基本報酬の総額は3億円以内となります。各取締役への支給額については、役位別に月額報酬を設定します。なお、基本報酬から、役位別に設定した金額を、毎月株式累積投資制度へ拠出します。

(2)業績連動金銭報酬
イ) 概要
業績連動金銭報酬は、各事業年度に係る連結当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、金銭で支給します。
当社は、平成27年6月22日開催の取締役会において、業績連動金銭報酬の算定方法等を以下のロからホのとおり決議し、監査役の過半数より算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を受領しています。
ロ) 算定式
業績連動金銭報酬総額は、連結当期純利益に1.6%を乗じた額とします。ただし、下記ハの確定額を上限とし、連結当期純利益がゼロ以下の場合には業績連動金銭報酬を支給しません。また、連結当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします。
ハ) 確定額
業績連動金銭報酬総額の上限となる法人税法第34条第1項第3号イ(1)の「確定額」は、160百万円とします。
ニ) 対象となる役員
業績連動金銭報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役(業務執行取締役)に限られるものとし、業務執行取締役以外の取締役及び監査役は業績連動金銭報酬の対象となりません。
ホ) 各人への配分
各業務執行取締役への支給額は、業績連動金銭報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは以下のとおりです。

【役位及びポイント】
取締役会長　　101ポイント
代表取締役社長　169ポイント
取締役副社長　108ポイント
専務取締役　　101ポイント
常務取締役　　78ポイント
取締役　　66ポイント

第70期(平成28年3月期)に係る業績連動金銭報酬は、以下の平成27年6月22日現在における業務執行取締役の数に基づき算定するものとします。

【役位及び人数】
代表取締役社長 1名
常務取締役　1名
取締役　3名

(注)業務執行取締役が、やむを得ない事情により業績連動金銭報酬の支給対象となる事業年度の途中で退任(業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。)した場合、職務執行期間(1月未満の端数切上)に応じたポイントにて支給します。

(3)業績連動株式報酬
イ) 概要
業績連動株式報酬は、支給対象となる事業年度に係る連結当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、当社の種類株式(最初の発行日の3年後の応当日を取得日とする取得条項及び業務執行取締役について相続が開始することを行使条件とする取得請求権(いずれも対価は普通株式です。)が付された譲渡制限株式)の払込資金として金銭で支給します。当社は、業績連動株式報酬の支給を受けた各業務執行取締役に対して、新株発行の方法により、当該種類株式を割り当てることとし、各業務執行取締役は、支給を受けた業績連動株式報酬金

額(ただし、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。)を払い込むこととしますが、当該種類株式の払込金額については、当該種類株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。
また、当社は、業務執行取締役が、支給を受けた業績連動株式報酬金額を当社が行う新株発行の割り当てに応じて払い込むことに同意していることを条件として、業績連動株式報酬を支給することとしますが、法令、司法機関の判断等により、当社が各業務執行取締役に対して新株発行を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。また、業務執行取締役から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、新株発行を行わず、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。
当社は、平成27年6月22開催の取締役会において、業績連動株式報酬の算定方法等を以下のロからホのとおり決議し、監査役の過半数より算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を受領しています。
ロ) 算定式
業績連動株式報酬総額は、連結当期純利益を基準に次のとおりの金額とします。
連結当期純利益が24億円未満の場合支給しない
連結当期純利益が24億円以上の場合25,600千円＋下記算定表の各行の合計金額
(ただし、下記ハの確定額を上限とします。)

【算定表】
連結当期純利益24億円以上32億円未満の額に対して0.8%を乗じた金額
連結当期純利益32億円以上40億円未満の額に対して2.4%を乗じた金額
連結当期純利益40億円以上48億円未満の額に対して4.0%を乗じた金額
連結当期純利益48億円以上56億円未満の額に対して5.6%を乗じた金額
連結当期純利益56億円以上64億円未満の額に対して7.2%を乗じた金額
連結当期純利益64億円以上72億円未満の額に対して8.8%を乗じた金額
連結当期純利益72億円以上80億円未満の額に対して10.4%を乗じた金額
連結当期純利益80億円以上88億円未満の額に対して12.0%を乗じた金額
連結当期純利益88億円以上96億円未満の額に対して13.6%を乗じた金額
連結当期純利益96億円以上104億円未満の額に対して15.2%を乗じた金額

なお、法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」は、連結当期純利益とします。また、連結当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします。

ハ) 確定額
業績連動株式報酬総額の上限となる法人税法第34条第1項第3号イ(1)の「確定額」は、600百万円とします。
ニ) 対象となる役員
業績連動株式報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役(業務執行取締役)に限られるものとし、業務執行取締役以外の取締役(社外取締役を含みます。)及び監査役は業績連動株式報酬の対象となりません。
ホ) 各人への配分
各業務執行取締役への支給額は、業績連動株式報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは以下のとおりです。

【役位及びポイント】
取締役会長　　36ポイント
代表取締役社長　120ポイント
取締役副社長　　48ポイント
専務取締役　　36ポイント
常務取締役　　24ポイント
取締役　　12ポイント

第70期(平成28年3月期)に係る業績連動株式報酬は、以下の平成27年6月22日現在における業務執行取締役の数に基づき算定するものとします。

【役位及び人数】
代表取締役社長 1名
常務取締役　　1名
取締役　　3名

(注)業務執行取締役が、やむを得ない事情により業績連動金銭報酬の支給対象となる事業年度の途中で退任(業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。)した場合、職務執行期間(1月未満の端数切上)に応じたポイントにて支給します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

第69期(平成27年3月期)の報酬等総額が1億円以上である役員の氏名、役員区分及び報酬額の内訳は、次のとおりです。

氏名:佐藤英志
役員区分:代表取締役社長

月額報酬：38百万円
業績連動金銭報酬：40百万円
業績連動株式報酬：139百万円
合計：224百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主の皆様と業務執行取締役との利害の共有度合いを高めることにより、業務執行取締役に対してこれまで以上に当社グループの中長期的な企業価値向上への動機付けを与えることを目的とするものです。
業務執行取締役以外の取締役及び監査役に対する報酬は、基本報酬のみとなります。
取締役に対する基本報酬の額並びに業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬の額の算定方法、支給時期、配分等については、取締役会において、株主総会でご承認いただいた範囲内で決定します。当該決定に際しては、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会が、外部調査機関の役員報酬調査データを用いて報酬水準の客観的な比較検証を行い、報酬方針及び報酬水準について審議の上、取締役会へ答申を行い、取締役会は当該答申を踏まえて決定します。
また、監査役報酬については、監査役の協議により、株主総会でご承認いただいた範囲内で決定します。

[特徴]
・業績連動型の報酬の比重を高く設計しています。
・業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、連結当期純利益に連動して額が増減し、連結当期純利益がゼロ以下（赤字）の場合には支給されないため、連結当期純利益が低い水準（赤字を含みます）になると、業務執行取締役の報酬も低い水準となります。
・業績連動株式報酬によって業務執行取締役に株式を交付することで、ストックオプションでは実現できない、株主としての意識の醸成を図ります。
・業績連動株式報酬によって、最初の発行日の３年後に普通株式に転換される譲渡制限付の種類株式を交付することで、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

取締役会の開催に際しては、取締役会事務局スタッフが原則として取締役会開催の3日前に資料を配付して、事前に十分に精査できるような体制を整えています。また、監査役が職務を補助する者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役スタッフを配置します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は株主総会決議で選任された、社内取締役6名、社外取締役2名の計8名（男性8名、女性0名）からなる「取締役会」、同じく社内監査役1名、社外監査役2名（男性3名、女性0名）からなる「監査役会」を中心としています。
取締役会では重要事項は全て審議・決議し、代表取締役の業務執行についても監督を行っています。また、当社では、取締役会の活性化及び業務執行の迅速化を図るために「執行役員」制度を採用しています。執行役員6名（男性6名、女性0名）には、業務執行上相当範囲の決定権限が付与されていますので、環境の変化に対して迅速な意思決定ができるものと考えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は近代的で先進的なコーポレート・ガバナンス体制を目指しており「委員会設置会社」への変更を含め、より良いガバナンス体制の検討を継続的に行っています。ただし現状では従来型の監査役制度がより確実に機能を発揮できるとの観点により、当面は「委員会設置会社」への変更は行わず、引続き検討課題としてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催しています。
その他	株主総会終了後に株主の皆様との親睦を深めるため懇談会を開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回（通期・第2四半期）開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、アニュアルレポート等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理財務部経営企画課が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR理念及びCSR理念を実現させるための行動規範を策定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境、品質、コンプライアンス、社会貢献などのCSR活動を推進し、その活動内容については毎年CSRレポートを作成し、ご要望のあるステークホルダーの皆様に配布するとともにホームページにて公開しています。
その他	女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業期間や育児短時間勤務期間、看護休暇日数などを、法律で定める日数を超えて設定しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は、次のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)「CSR理念」と「行動規範」を制定し、取締役・使用人に周知徹底する。
(2)取締役1名を「コンプライアンス・オフィサー」として選任する。取締役・監査役・使用人で構成する「倫理委員会」を設け、倫理・法令遵守上の重要問題を審議する。使用人から「倫理担当」を選任し活動を推進する。
(3)社内担当者を相談窓口、社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制を運営する。
(4)コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的に取締役会に報告する。
(5)執行部門から独立した「内部監査部門」を設け、その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)取締役1名を「リスクマネジメント担当取締役」として選任する。
(2)通常業務のリスクについては、担当部門がリスクの評価・対応を行う。また、リスクマネジメント委員会は、グループ全体の横断的なリスク管理を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を原則として月1回定時に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
(2)組織規程、職務分掌規程、職務権限表において業務執行に係る責任と執行手続を規定する。
(3)中期経営計画及び年度経営計画を策定し、また各組織のミッション、中期的・短期的取組課題を設定する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)主たる子会社に担当取締役を定めて経営上の指導を行う。
(2)当社の執行役員及び子会社の代表者により構成される執行役員会を原則として月1回開催し、企業集団の横断的問題につき審議する。
(3)子会社の経営については自主性を尊重しつつ「子会社・関連会社管理規程」「子会社職務権限表」に基づき当社の決裁、当社への報告を行うこととし、これにより子会社経営の管理を行うこととする。
(4)内部監査部門、経理財務部門、監査役、会計監査人は必要に応じて子会社を往査する。
(5)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、グループ企業全てに適用される「CSR理念」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定める。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役が職務を補助する者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役スタッフを配置し、当該監査役スタッフは、監査役の指示に対し、監査役の指揮管理のもと専任して行う。
(2)監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
(1)取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社及び子会社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に直ちに報告する。
(2)使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。なお、報告者の氏名等の秘密は厳守し、報告者が報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は取締役会に加え、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
(2)監査役は会計監査人と監査計画、監査結果等について意見交換を行うなど相互に連携を取りながら監査を実施している。
(3)執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告、討議するなど監査役と緊密な連携を保っている。
(4)当社は監査役の職務の執行に生ずる費用について、毎年予算計上をし、また、緊急に発生する監査費用についても相当な費用を支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じることなく、当社がこのような団体又は個人から不当な要求を受けた場合は、警察等関連機関とも連携して組織的に毅然とした態度で対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係わる社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社では、情報開示についての専門部署は設置していませんが、情報取扱責任者のもと、人事総務部が東京証券取引所との連絡を行っています。
また、情報取扱責任者及び経理財務部、人事総務部は投資家等からの開示情報に関する問合せへの対応のほか、当社ウェブサイトへの開示資料の掲載を行っています。
なお、人事総務部では、正式な公表予定時刻より前に当該情報が、当社ウェブサイトにて閲覧可能な状態とならないように、また、当該開示業務に携わる関係者以外へ未公表の重要事実が漏えいすることのないように、十分な情報管理を行っています。

2. 当社における重要事実の決定又は発生に際しては、それらの事項が法令並びに東京証券取引所の定める適時開示制度等に基づく開示の必要性の有無、公表の時期及び方法等についての検討後、取締役会における決議を経て速やかに開示することとしています。

3. 当社では、「内部情報管理規程」により役員、従業員及び会社関係者が職務に関して取得した当社及び当社の子会社、他社の重要事実に関する情報の管理、役員及び従業員の株式等の売買その他の取引を規制し、適時、自社株売買に関する注意喚起を促す社内通達によりインサイダー取引等の未然防止に努めています。

コーポレートガバナンス体制（模式図）

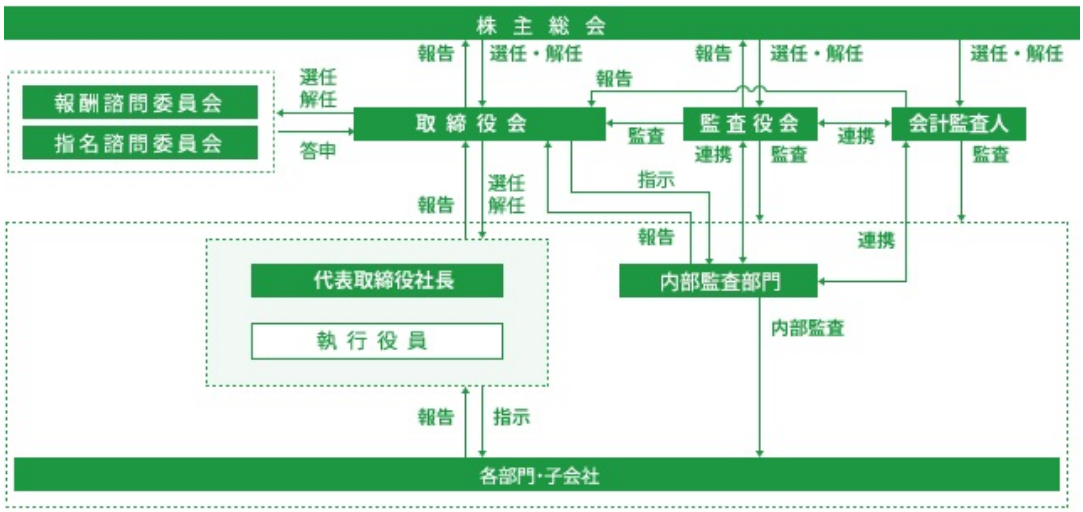

適時開示体制（模式図）

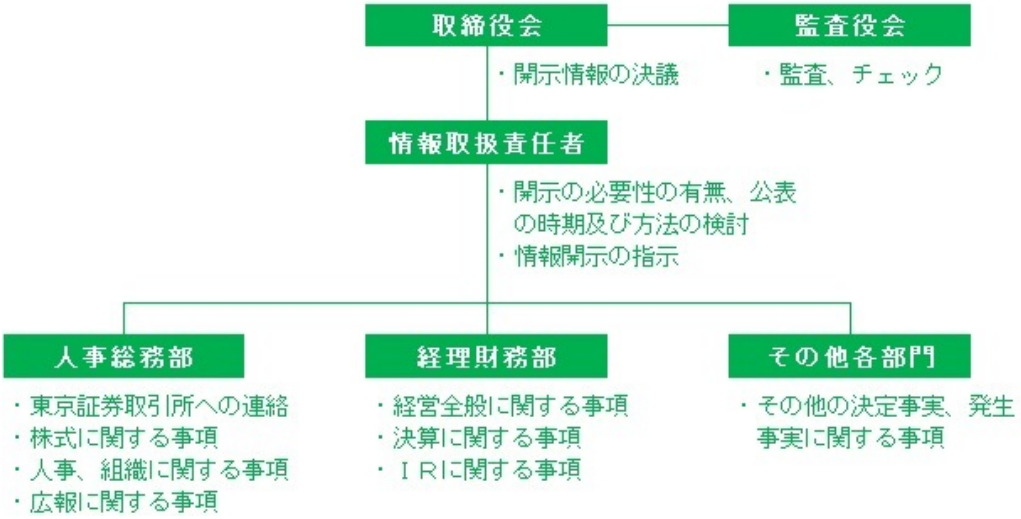
取締役会
監査役会
・開示情報の決議
・監査、チェック
情報取扱責任者
・開示の必要性の有無、公表の時期及び方法の検討
・情報開示の指示
人事総務部
・東京証券取引所への連絡
・株式に関する事項
・人事、組織に関する事項
・広報に関する事項
経理財務部
・経営全般に関する事項
・決算に関する事項
・ＩＲに関する事項
その他各部門
・その他の決定事実、発生事実に関する事項